

○神戸大学グループウェア運用管理規則

(平成 28 年 9 月 30 日制定)

改正 平成 29 年 3 月 31 日 平成 29 年 11 月 30 日

平成 30 年 3 月 30 日 平成 30 年 6 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学グループウェア（以下「グループウェア」という。）の運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(グループウェア運用の基本方針)

第 2 条 神戸大学（以下「本学」という。）の業務改善を促進し、個人情報及び法人文書の適切な管理に寄与するため、業務（国立大学法人神戸大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 27 条に規定するものをいう。）に必要な情報の伝達及び共有は、グループウェアを活用して行うものとする。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、グループウェアを運用、管理及び利用するすべての者に適用する。

(定義)

第 4 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 神戸大学グループウェア 本学において導入しているスケジュール管理、コミュニケーション、ドキュメント管理、ワークフロー等の機能を備えた情報共有のためのシステムをいう。
- (2) 個人情報 神戸大学個人情報管理規則（平成 17 年 3 月 17 日制定）第 2 条第 2 項に規定する保有個人情報をいう。
- (3) 法人文書 神戸大学法人文書管理規則（平成 23 年 3 月 31 日制定）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。
- (4) 部局等 各機構、各学部、各研究科、先端融合研究環、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院、医学部附属国際がん医療・研究センター、附属学校部、附属中等教育学校、明石地区附属学校、附属特別支援学校、各基幹研究推進組織、農学研究科附属食資源教育研究センター、各学内共同基盤組織、神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター、戦略企画本部、国立大学法人神戸大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 18 条第 1 項の規定により設置される室、事務局各部、監査室及び内部統制室をいう。

(グループウェア全学運用管理責任者)

第 5 条 本学におけるグループウェアの運用及び管理に関する責任者として、グループウェア全学運用管理責任者（以下「全学運用管理責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

2 全学運用管理責任者は、グループウェアの運用及び管理に関する業務を統括する。

(グループウェア運用管理委員会)

第 6 条 本学に、グループウェアの運用及び管理に関する重要事項を審議するため、グループウェア運用管理委員会（以下「運用管理委員会」という。）を置く。

2 運用管理委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) グループウェアの運用、管理及び利用に係る規則等の制定及び改廃に関する事項
- (2) グループウェアの運用及び管理に係る予算に関する事項
- (3) グループウェアの改修に関する事項
- (4) グループウェアの更新に関する事項
- (5) その他グループウェアの運用、管理及び利用に関する事項

3 運用管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 国際人間科学部、人文学研究科、国際文化学研究科及び人間発達環境学研究科のうちから選出された教員 1 人及び課長又は事務長 1 人
- (3) 法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所のうちから選出された教員 1 人及び事務長 1 人

- (4) 理学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科及び海事科学研究科のうちから選出された教員 1 人及び課長又は事務長 1 人
- (5) 医学研究科，保健学研究科及び医学部附属病院のうちから選出された教員 1 人及び課長又は事務長 1 人
- (6) 情報基盤センター長及び情報基盤センター事務長
- (7) 総務部長
- (8) その他学長が必要と認めた者

4 委員は，学長が任命する。

5 第 3 項第 2 号から第 5 号まで及び第 8 号に掲げる委員（教員に限る。）の任期は 2 年とし，再任することができる。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

6 運用管理委員会に委員長を置き，事務局長をもって充てる。

7 委員長は，運用管理委員会を招集し，その議長となる。

8 運用管理委員会に副委員長を置き，委員のうちから委員長が指名する。

9 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

10 運用管理委員会は，委員の過半数の出席がなければ，議事を開き，議決をすることができない。

11 委員にやむを得ない理由があるときは，代理者を出席させることができる。

12 議事は，出席した委員の過半数の賛成をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

13 運用管理委員会が必要と認めたときは，運用管理委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

14 運用管理委員会に，専門の事項を調査審議させるため，専門部会等を置くことができる。

15 専門部会等に関する事項については，運用管理委員会が別に定める。

16 運用管理委員会の事務は，総務部総務課及び情報基盤センターにおいて行う。

（運用管理部署）

第 7 条 グループウェアの運用管理部署は，総務部総務課及び情報基盤センターとする。

2 運用管理部署は，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) グループウェアの運用及び管理に関する業務
- (2) グループウェアの利用支援に関する業務
- (3) その他グループウェアに関する業務

（グループウェア部局運用管理責任者）

第 8 条 部局等におけるグループウェアの運用及び管理に関する責任者として，グループウェア部局運用管理責任者（以下「部局運用管理責任者」という。）を置く。

2 部局運用管理責任者は，別表に定めるとおりとする。

3 部局運用管理責任者は，部局等におけるグループウェアの運用及び管理に関する業務を統括する。

4 部局運用管理責任者は，部局等におけるグループウェアの運用及び管理に関する業務を担当する部局運用管理担当者を 1 名以上置くものとする。

（利用者）

第 9 条 グループウェアを利用できる者（以下「利用者」という。）は，神戸大学情報基盤センター利用規程（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「センター利用規程」という。）第 3 条第 1 号に規定する者とする。ただし，センター利用規程第 3 条第 3 号に規定する者のうち，全学運用管理責任者がグループウェアの利用を許可した者を含むものとする。

2 センター利用規程第 3 条第 3 号に規定する者がグループウェアの利用を希望する場合は，所定の様式により，所属する部局等の部局運用管理責任者の承認を得て，全学運用管理責任者に申請を行うものとする。

3 前項の規定により利用希望の申請を受けた全学運用管理責任者は，運用管理委員会の議を経て，許可又は不許可の決定を行うものとする。利用を許可された利用者については，運用管理部署においてグループウェアへの登録を行うものとする。

- 4 前項の規定により利用を許可された利用者の利用期間は、利用を許可された年度の年度末までとする。ただし、翌年度においても引き続き利用を希望する場合は、所定の様式により、運用管理部署に届出を行うものとする。

(情報の削除又は利用停止)

第10条 グループウェアにおいて伝達・共有された情報の中に、著作権を侵害するおそれのあるもの、公序良俗に反するおそれのあるもの、他人を誹謗、中傷するもの、法令等に違反するものが含まれている場合その他全学運用管理責任者が不適切であると判断した場合は、全学運用管理責任者が直ちにその情報を削除することができるものとする。また、必要に応じて、全学運用管理責任者は、当該情報を登録した利用者の利用を停止することができるものとする。

- 2 利用者がグループウェアの運用に重大な支障を及ぼす行為を行った場合は、全学運用管理責任者は、当該利用者の利用を停止することができるものとする。

- 3 前2項に該当する事案が発生した場合、全学運用管理責任者は、その内容を運用管理委員会に報告するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、グループウェアの運用及び管理について必要な事項は、運用管理委員会の議を経て、全学運用管理責任者が定める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月30日)

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月26日)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

別表(第8条関係)

部局等名	部局運用管理責任者
学術研究推進機構	研究推進部研究推進課長
大学教育推進機構	学務部学務課長
国際連携推進機構	国際部国際企画課長
人文学研究科	人文学研究科事務長
国際人間科学部、国際文化学研究科及び人間発達環境学研究科	国際人間科学部事務部長
法学研究科	法学研究科事務長
経済学研究科	経済学研究科事務長
経営学研究科	経営学研究科事務長
理学研究科	理学研究科事務長
医学部及び医学研究科	医学部事務部長
保健学研究科	保健学研究科事務長
工学研究科	工学研究科事務部長
システム情報学研究科	
農学研究科	農学研究科事務長

海事科学研究科	海事科学研究科事務長
国際協力研究科	国際協力研究科事務長
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション研究科事務長
先端融合研究環	研究推進部先端融合推進課長
統合研究領域	
人文・社会科学系融合研究領域	国際協力研究科事務長
自然科学・生命医学系融合研究領域	科学技術イノベーション研究科事務長
経済経営研究所	経済経営研究所事務長
附属図書館	附属図書館事務部長
医学部附属病院及び医学部附属国際がん医療・研究センター	医学部事務部長
附属学校部	附属学校部事務長
附属中等教育学校	
明石地区附属学校	
附属特別支援学校	
バイオシグナル総合研究センター	科学技術イノベーション研究科事務長
内海域環境教育研究センター	理学研究科事務長
都市安全研究センター	工学研究科事務部長
分子フォトサイエンス研究センター	理学研究科事務長
海洋底探査センター	海事科学研究科事務長
社会システムイノベーションセンター	国際協力研究科事務長
数理・データサイエンスセンター	理学研究科事務長
計算社会科学研究センター	経済経営研究所事務長
先端バイオ工学研究センター	科学技術イノベーション研究科事務長
農学研究科附属食資源教育研究センター	農学研究科事務長
情報基盤センター	情報基盤センター事務長
研究基盤センター	研究推進部研究推進課長
環境保全推進センター	施設部施設企画課長
計算科学教育センター	研究推進部先端融合推進課長
保健管理センター	学務部学生支援課長
キャリアセンター	学務部キャリア支援課長
キャンパスライフ支援センター	学務部学生支援課長
アドミッションセンター	学務部入試課長
神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター	研究推進部連携推進課長
戦略企画本部及び国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第18条第1項の規定により設置される室	事務を処理する部の長
事務局各部	各部長
監査室及び内部統制室	総務部長